

# 第 1 号証

## 公文書部分公開決定通知書

大土第210号  
平成11年6月3日

寺町 知正 小栗 均  
三輪 唯夫 別処 雅樹  
白木 康憲 山本 好行  
寺町 緑 宮沢 杉郎  
後藤 兆平 原 昌男  
白木 茂雄

様

岐阜県知事 梶 原 拓



平成11年5月21日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので、通知します。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に岐阜県知事に対して異議申立てをすることができます。

公開を請求された公文書の件名又は内容	大垣土木事務所の、県営渡船越立業務に関する以下の公文書（付属文書を含む。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書（平成7年度～平成11年度）</li> <li>・業務報告書（平成7年度～平成10年度）</li> <li>・委託料の支出金調書・証拠書類（平成7年度～平成10年度）</li> <li>・旅行命令（依頼）書及び支出金調書・復命書（平成10年度）</li> </ul>
公文書の公開の日時	午前 年前 平成11年6月3日（木） 1時00分から 3時00分まで 午後 年後 の間 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を担当課（所）に電話等で御連絡ください。
公文書の公開の場所	岐阜県西濃総合庁舎1階 1-1会議室
公文書の公開をしない部分及び理由	別紙のとおり
※上記理由がなくなる日	平成 年 月 日
担当課（所）	岐阜県大垣土木事務所 庶務係 電話番号 0584-73-1111 (内線 343)
備考	
注1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示してください。 2 公文書の本人に対する公開を受ける方は、この通知書のほか運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他請求者の氏名及び住所が記載されている書類で、請求者本人であることを証明するものを持参して、係員に提示してください。 3 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しております。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。	

別記第1号様式（第2条関係）

## 第2号証

### 公文書公開請求書

年月日

様

住所 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	(郵便番号) - - -
氏名 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の名称〕	

連絡先及び通知書の送付先

住所	(郵便番号) - - -
担当者氏名	電話番号

岐阜県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求する公文書の件名又は内容  〔公文書の件名又は知りたいと 思う事項を具体的に記入して ください。〕	
公文書の公開の方法の区分  1 閲覧、聴取又は視聴 2 写し等の供与 3 1及び2 4 郵送による写し等の供与	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写し等の供与 3 1及び2 4 郵送による写し等の供与

注1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 下の欄は記入する必要はありません。

対象公文書	件名				所属年度	
	担当課(所)		担当者			
処理状況	年月日決定(公開[即日公開]・部分公開・非公開)					
備考						

第3号様式（第3条関係）

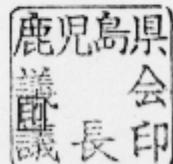
# 第3号証

## 公文書一部開示決定通知書

鹿議第87号  
平成17年8月2日  
(議事課扱い)

後藤尚子  
上野千鶴子  
寺町知正  
寺町みどり  
今大地晴美

様



鹿児島県議会議長 金子万寿夫

平成17年7月8日付で開示請求のあった公文書については、次のとおり一部を開示することを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等	別紙のとおり			
求めることができる開示の実施の方法	写しの交付			
開示を実施する日時及び場所	日時	年	月	日 午前・午後 時 分
開示しない部分及び開示しない理由	別紙のとおり			
開示の実施の方法の申出に関する事項	あなたが開示請求書に記載された方法（写しの交付）により開示を実施することができますので、申出を行う必要はありません。 なお、開示の実施の方法の変更（閲覧）を希望される場合は、電話等により連絡してください。			
事務担当課	議事課 議事係 電話番号 099(286)2111 内線 5034			
備考	あなたが郵送による写しの交付を希望しているため、開示を実施する日時及び場所の欄は記入しておりません。			

- 注1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、事務担当課まで連絡してください。  
2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。  
3 郵送により写し等の交付を実施する場合は、注2の手続は不要です。  
4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該公文書の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鹿児島県議会議長金子万寿夫に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県議会議長金子万寿夫となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

# 第4号証

第3号様式(施行規則第3条関係)

## 公文書部分開示決定通知書

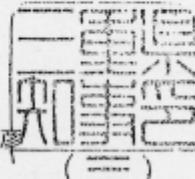
科 總 第 185 号  
平成17年11月28日

岐阜市光栄町1-1-2-402

兼松秀代様

山県市西深瀬

寺町知正様



三重県知事 野呂 昭彦

(三)

平成17年11月14日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書の表示	開示請求者が請求した内容 三重県と石原産業の共同研究のうちフェロシルト（無機性汚泥）に関し保持するもの
実施機関が特定した公文書の件名	別紙のとおり
開示を実施する日時	送付による
開示を実施する場所	送付による
開示しない部分	別紙のとおり
上記部分を開示しない理由	三重県情報公開条例第7条第2号（個人情報に該当） 当該情報（上記開示しない部分）は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るため
事務担当	総合企画局三重県科学技術振興センター総合研究企画部経営グループ (電話番号 0593-29-3601)
備考	

注1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

4 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで御連絡ください。

5 本決定に対し第三者から異議申立てがあったときは、三重県情報公開条例第21条第2項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。

## 公文書公開請求決定通知書

別処雅樹ほか  
111名（別紙）様

岐阜市市人第265号  
平成13年9月19日

岐 阜 市 長 浅 野



岐阜市情報公開条例第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

請求年月日	平成13年 9月 5日
公 文 書 名	市長選挙違反に関する調査において作成取得した文書等（別紙のとおり）
決 定 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 公開する <input type="checkbox"/> 一部公開する      公開しない部分  <input type="checkbox"/> 公開しない <input type="checkbox"/> 公開を拒否する
非公開又は公開拒否の理由	
上記理由がなくなる日	年 月 日 (この日以後に改めて請求してください。)
公開する日	平成13年 9月19日  午後5時 分から 時 分までの間 当日都合が悪い場合は、事前に担当課まで御連絡ください。
公 开 场 所	岐阜市役所市長室人事課
担 当 課	市長室人事課 連絡電話 265-4141 内線 2311

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第4条第1項の規定により、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、異議申立てをすることができます。

\* 公文書の公開を受ける際には、この通知書を担当課の職員に提示してください。